

出席停止の届け出について

この度のお子さんの病気については、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。病気が治り登校されるときには、下の証明書を受診された病院で記入していただき、学校に提出してください。

なお、学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。

【今年度より、出席停止期間（学校を休ませる期間）が一部変更になっています。】

疾病名	学校を休ませる期間
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

* 医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。

* 医療機関により文書料（証明書）の料金が異なります。

* 証明書を提出された場合は、出席停止扱いとなります。

----- き り と り -----

証 明 書

湖南省立石部中学校 _____ 年 組 名前 _____

* 疾病名 _____

* 出席停止期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ） ~ _____ 月 _____ 日（ ）までの _____ 日間

上記の通り証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名 _____

